# (様式1)予備検討結果報告書

事業担当課·室 政策法務課文書審查·収発班 事業担当課·室 生涯学習課社会教育振興室

導入検討対象事業の名称	新県立図書館施設整備事業
1. 事業の概要	
(1)用途•目的等	<ul> <li>○ 図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的としている。</li></ul>
(2)整備予定場所	

	(3)施設規模	地上3階地下1階 約 17,000 ㎡(図書館:約 9,800 ㎡、文書館:約 4,300 ㎡ 共用部:約 2,800 ㎡)
	(4)施設稼動期間	図書館 50年(H30年度末現在) 文書館 30年(H30年度末現在)
	(5)県民の利用の有無	有り・ 無し
	(6)利用料金等の徴収	有り・ 無し
	(7)費用調達手段	起債 75% 一財 25%
	(8)契約予定時期	平成 31 年度
	(9)建設・整備期間	平成 34 年度から平成 36 年度
	(10)供用開始予定時期	平成 37 年度
2.	導入検討対象事業の要件	
	(1)施設の種類(※1)	建築物
	(2)事業規模(※2)	●●円 施設整備費(設計費+建設費)
	(3)その他特記事項	
	   (1)及び(2)に該当しない事業を候補	
	とする場合の理由等	
3.	 予備検討結果	
	(1)PFIの適性確認	○ 設計から建設、維持管理までの業務は一括で民間事業者
		に委託の可能性もある事業である。
		ただし、指定管理者制度の導入検討について、次の理由
		により、両施設とも直営とする結論に至っていることを踏まえる
		と、運営の委託は事実上困難である。
		[県立図書館を直営とする理由]
		県立図書館の役割は、広域的・総合的な立場から県内図
		書館ネットワークの推進など、県内市町村や関係機関との長
		期的視野に立った連携・協力が必要な業務であり、これらの
		役割は司書の専門知識や長年培ってきた経験によって十分
		に果たされるもので、専門職の持続的な確保をしていく必要
		があることから、指定管理者制度を全面的に導入することは、
		県立図書館には適しておらず、平成30年1月に県教育委員
		会が策定した「千葉県立図書館基本構想」においても、その
		旨を表明している。
		[文書館を直営とする理由]
		歴史公文書・古文書を閲覧に供することは、個人情報等の

(2)定量的確認結果概要 (詳細は様式2参照) (3)定性的確認結果概要	公開の可否について、行政としての判断が必要となる上、行政資料の収集・公開についても、各部署の所掌事務の熟知など行政全般にわたる知見や、各部署との密接な連携体制が求められることから、直営による管理が必要である。 ○ 適用できる補助金がなく、法制度面で導入が不可でない事業である。 ○ 過去の導入検討において、導入可能性がないとされていない事業である。 ○ 全体事業の一部の施設整備等に着手していない事業である。 ○ 上により、PFI 適正を明らかに欠く事業ではない。  VFM 1.8 億円 1.1% ○ 設計については、維持管理業務全般を一括発注できることを踏まえると、民間事業者のノウハウや創意工夫の余地は見込まれる。 ○ 維持管理業務については、一括発注することにより、各業務間の連携・整合性の向上及び業務の効率化が図られるが、運
	営を直営とするためその効果は小さい。 ○ 修繕等については、個別業務発注の事務手続きを要さず、PFI 事業者の判断で迅速な対応をとることが可能となる。 ○ 県立図書館及び県文書館の運営については、委託が事実上困難であるため、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用した公共サービスの向上は期待できない。  以上により、民間事業者のノウハウや創意工夫が最も期待される施設の運営については、施設の性質上委託は困難であるため、公共サービスの向上は見込まれないが、設計や維持管理業務において一定の効果はあることから、定性的効果はある程
事業担当課における検討結果	度見込まれる。  < その他考慮事項 >  ○ 都道府県立図書館及び公文書館の建替え、県立図書館と文書館の合築事例、いずれについても都道府県レベルでの他県のPFIの導入実績はない。なお、公文書館について既存建物を改修したPFIの事例はある。  ○ 都道府県立図書館で指定管理者制度を導入しているのは、5府県6館であり、内容も施設管理や一部業務に限定されている。また、文書館については、3県3施設あるが、それぞれ公益財団法人が行っている。

○ 建設候補地である県立青葉の森公園は、一部が国有地であり、国から県立公園として無償貸付を受けているもので、収益事業は本来想定していない。なお、図書館及び文書館については、都市公園法により公園施設として認められており、設置することができる。

## <検討結果>

3.予備検討結果等より、PFI 適性は認められ、定量的効果は 1.1%しかないが、定性的効果はある程度見込まれるため、導入 検討を継続したい。

- ※1「建築物」、「プラント」、「利用料金徴収施設」のいずれかを記入
- ※2 「施設整備費(設計費+建設費)」又は「単年度の維持管理費・運営費」のいずれかとその金額を記入

# 事業担当課·室 政策法務課文書審查·収発班 事業担当課·室 生涯学習課社会教育振興室

Г	事業担当課・至 生涯字智課任会教育振興至	
PFI導入検討対象事業の名称	新県立図書館施設整備事業	
1. 施設の概要		
<ul><li>①内容</li></ul>		
i )用途·目的等	○ 図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理	
	し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研	
	究、レクリエーション等に資することを目的としている。	
	県立図書館の役割は、市町村立図書館や学校図書館な	
	どの支援、県内図書館ネットワークの広域的かつ長期的な	
	視野に立った強化、先進的な図書館サービスの調査研	
	究、研修プログラムの開発・実施などである。	
	○ 文書館は、公文書、古文書その他の歴史的な資料の散	
	逸及び消滅を防止し、これを後世に継承するとともにその	
	活用を図り、もって県民の郷土に対する理解を深めるため、	
	及び県の行政に関する情報を県民に提供し、もって県民の	
	県政に対する関心にこたえるとともに県民の利便に資する	
	ために設置している。	
	<図書館及び文書館の整備>	
	○ 県立図書館3館の核となる中央図書館は、築50年が経過	
	し、資料の収蔵スペースが限界をこえ狭隘化が顕著であり、	
	建物・設備の老朽化も深刻であることに加え、平成18年に	
	実施した耐震診断結果から耐震不足が判明しており、施設	
	の一部の立ち入りを制限しながら開館するなど県民の利用	
	に影響が出ていることから、建て替えが喫緊の課題となって	
	いる。また、文書館は、設備の老朽化により適切な資料保	
	存のための温湿度管理が困難なことや書庫の狭隘化など	
	の問題がある。	
	こうした問題の解決は急務であり、知識や情報の収集・発	
	信の拠点として県民に良質なサービスを提供していくため、	
	3館ある県立図書館を1館に機能集約し、県内公立図書館	
	の中核的な役割を担う新たな県立図書館を整備すると共	
	に、県民の利便性の向上及び県の経済・産業・文化・教育	
	の発展に寄与する「知の拠点」とするため、文化資源・情報	
	資源を扱う図書館と文書館を複合施設として整備する。	
ii)種類	公共施設	
iii)性格	新たな建設(建て替え)	

	iv)整備予定場所	県中央部
	v)施設規模	地上3階地下1階
		約 17,000 ㎡ (図書館:約 9,800 ㎡、文書館:約 4,300 ㎡、
		共用部:約 2,800 ㎡)
	vi)施設の主たる利用者	県民、市町村立図書館、学校図書館など
	vii)施設利用に伴う料金等の徴収	なし
	viii) 所要見込み額	●●円
	②立地予定地の所有関係	国有地、県有地
	③想定されるスケジュール	
	i ) 従来方式で実施した場合	H31-32 基本設計
		H32-33 実施設計
		H34-36 建設工事
		H37 供用開始
	ii )PFIを導入した場合	H31 導入可能性調査
		H32 特定事業の選定手続き等
		H33 民間事業者の応募及び選定等
		H34-37 PFI 事業の実施
		H38 供用開始
2. 3	- 尊入可能性の検討	
	①同種の先行事例の状況	都道府県立図書館で PPP/PFI を活用した先行事例はな
		い。業務の一部である施設管理等に指定管理者制度を導入
		している事例は5府県である。
		都道府県立公文書館では PPP/PFI を活用した先行事例は
		1 件あるが、既存の建物を改修する RO 方式であり、また他の
		大型施設に付随して実施した事業である。また、業務の一部
		である施設管理等に指定管理者制度を導入している事例は3
		県である。(管理者は全て公益財団法人。)
		都道府県レベルの図書館と文書館の合築で、PPP/PFI を
		活用した先行事例はない。
	②事業を実施する必要性があるか	現在の県立中央図書館は、建築後 50 年が経過しており、
		建物や設備の老朽化が著しく耐震不足が判明しているため、
		早期に対応を図る必要が生じている。
		また、近年の社会情勢の変化により、市町村立図書館に加
		え、学校図書館等の支援機能が求められており、子どもの読
		書活動推進センター機能や課題解決支援機能を備えた施設
		として、県立図書館を再整備する必要がある。
		文書館は建築後30年が経過しており、建物躯体自体は継
		続して使用可能だが、貴重な古文書や歴史的公文書の管理
		に不可欠な空調設備等が老朽化しており、やはり対応が必要
		である。

③スケジュール的に問題はないか

築50年が経過し、建物や設備の老朽化が著しいため、利用者 等の安全性を考慮すると、早急に施設整備する必要がある。

PFI方式を導入した場合、竣工が1年以上遅れることから、 スケジュール的に問題がある。

④制度面及び公共性等において障害はないか

i)法制度

iii)財政面

法制度上、民間事業者が建設・所有・運営することは可能 な施設である。

ii)公共性・公益性の担保

県立図書館は、市町村立図書館の研修を担う必要があるなど、職員の経験の継承や事業の一貫性が継続でき、公共性・公益性が担保される必要がある。

文書館においても、行政が説明責任を担う歴史的公文書や、千葉県の歴史を知るうえで重要な古文書の管理など、公益性が高い資料を取り扱う必要があり、民間が運営主体になった場合に、公共性・公益性が担保されない可能性がある。

PFI方式を採用した場合、初期投資が不要となり、PFI事業期間中、毎年度、建設コストを含めたサービス料を支払うことにより、財政支出の平準化を図ることができる。一方、長期間にわたる財政能力が求められる。

PFI 方式を採用しなくても、財源として起債を活用する予定であるので、一定程度の財政支出の平準化は図れる。 施設整備に伴い適用できる補助金はない。

iv)補助金適用面

⑤PFIの適性はあるか

ア 民間の経営上のノウハウ等の活用の余地

設計から維持管理までの委託については、民間事業者の 創意工夫の余地がある程度見込まれる。

他方、運営の委託<del>面</del>については、以下の理由から両施設とも直営とする結論に至っていることを踏まえると、事実上困難なため、創意工夫の余地は小さく、行政サービスの向上は見込めない。

「県立図書館を直営とする理由」

県立図書館の役割は、広域的・総合的な立場から県内 図書館ネットワークの推進など、県内市町村や関係機関と の長期的視野に立った連携・協力が必要な業務であり、こ れらの役割は司書の専門知識や長年培ってきた経験によ って十分に果たされるもので、専門職の持続的な確保をし ていく必要があることから、指定管理者制度を全面的に導 入することは、県立図書館には適しておらず、平成30年1 月に県教育委員会が策定した「千葉県立図書館基本構 想」においても、その旨を表明している。

#### [文書館を直営とする理由]

歴史公文書・古文書を閲覧に供することは、個人情報等の公開の可否について、行政としての判断が必要となる上、行政資料の収集・公開についても、各部署の所掌事務の熟知など行政全般にわたる知見や、各部署との密接な連携体制が求められることから、直営による管理が必要である。

## イ 維持管理・運営面の比重

運営は委託できないことから、設計・工事と比べ、維持管理・運営面の比重は大きくはない。

### ウ サービスの需要確保

当該施設は、無料で利用でき、繰り返し利用される施設であるため、安定した需要が見込まれ、需要変動リスクは低い。

よってPFI方式を採用するにあたっても、安定した需要により、長期間にわたる事業の継続は可能と考える。

#### エ 事業成果の計測

県民や市町村、学校などの施設利用者を対象に利用者アンケートを実施することにより、利用者満足度などを求めることである程度は事業成果を計ることはできる。

#### オ 民間事業者のリスクコントロール

調査から建設、維持管理までは通常の事務所ビル建設と 同様のリスクが想定されるため、リスクコントロールはしやすい と考えられる。

運営にあたっては、図書館及び文書館資料を適切に管理 していれば、不測の支出が生じる可能性は低く、民間事業者 においてリスクコントロールはしやすい。

以上のことから、PFIの適正はあるが、運営面で委託できないことを勘案すると低い。

# ⑥適切なPFI事業の範囲及び事業 方式等が想定されているか

#### ア 事業範囲

PFI事業範囲としては、建物の設計、建設、竣工後の維持管理(施設・設備の保守、清掃、警備)が想定される。

### イ 事業方式

事業方式としては、公共性・公益性を考慮すると、建築後に 所有権が県に帰属すべきと考えるため、BTO方式が想定され る。

	⑦他のPPP手法よりもPFIが適して	ウ 事業形態 事業形態については、収益性のあるサービス提供ではないため、サービス購入型が想定される。 エ 事業期間 事業期間は、内閣府の提供する「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」別紙4の簡易な検討の計算表の初期値を使用し、20年としている。 オ リスク分担 リスク分担はガイドライン 9 頁等を参考に行う。 他の自治体の事例においては PFI 方式を実施しているとこ
	いるか	ろが多いことから、それを踏まえると PFI を採用することが適している。
	(その他特記事項)	○ 公立図書館は、図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないと法律に定められている。 建設予定地である県立青葉の森公園は、一部が国有地であり、国から県立公園として無償貸付を受けているもので、収益をあげることは適さない。
<b>⑧</b> 絲	<sup>終</sup> 合的評価	県立図書館と文書館の合築に関しては、運営面で民間事業者が創意工夫する余地があまりなくサービスの向上が見込めないこと、また簡易な VFM 検討の結果も 1.1%しかなくコスト面でのメリットも見込めないこと等から、従来手法を採用することが妥当である。 なお、都道府県レベルでの PFI(BTO 方式)の導入実績はない。